

## 【イギリス】2020年移民及び社会保障調整（EU離脱）法

海外立法情報課 田村 祐子

\* 2020年11月11日、EU離脱に伴い、EU法に基づく人の自由な移動に関する規定を廃止し、社会保障に関するEU法を修正するための規則について定める法律が制定された。

### 1 背景と経緯

移民問題は、EU離脱を問う2016年の国民投票の論点の一つであり<sup>1</sup>、2019年6月時点で、EU法に基づく移民は英国に約340万人在留していたとされる<sup>2</sup>。離脱交渉の過程で、2018年EU離脱法<sup>3</sup>及び2020年EU離脱協定法<sup>4</sup>が制定され、移行期間終了日である2020年12月31日までは「保持されたEU法（retained EU law）」<sup>5</sup>が適用されることが定められた。2020年3月5日、移民及び社会保障に関する「保持されたEU法」を移行期間が終了する前に改廃することを目的とする法案が提出され、同年11月11日、2020年移民及び社会保障調整（EU離脱）法<sup>6</sup>（以下「2020年法」）として制定された。なお、EU法に基づく移民を対象に、離脱後の在留資格保持を認めるEU市民永住申請制度<sup>7</sup>が、2021年6月30日を期限として導入されている。

### 2 法律の概要

2020年法は、全3部10か条及び3附則から成り、本則は、第1部：自由な移動の廃止に関する措置（第1条～第5条）、第2部：社会保障の調整（第6条）、第3部：一般規定（第7条～第10条）で構成される。施行日は、条項により異なり、制定日、制定日から2か月後又は主務大臣が別途定める規則で指定される日（第9条）と規定され、2020年11月13日に制定された施行規則<sup>8</sup>により、2021年1月12日までに、2020年法の全ての条項が施行された。

#### （1）自由な移動に関する主要なEU法の廃止（第1条及び附則1）

①EU市民及びEEA市民：人の自由な移動に関する「保持されたEU法」に関して、EU市民

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

<sup>1</sup> 国立国会図書館調査及び立法考査局「英国のEU離脱と日本への経済的影響」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.916, 2016.8.2. pp.3-4. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10159408\\_po\\_0916.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10159408_po_0916.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> Melanie Gower and Steven Kennedy, “The Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Bill 2019-21,” House of Commons Library Briefing Paper, No.8706, 12 May 2020, p.7. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8706/CBP-8706.pdf>>

<sup>3</sup> European Union (Withdrawal) Act 2018 c.16. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/contents>>

<sup>4</sup> European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020 c.1. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/1/contents>> 詳細は、芦田淳「【イギリス】EU離脱協定法の制定—EU法適用に関する措置等—」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.16-17. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11488109\\_po\\_02830207.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488109_po_02830207.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>5</sup> ①2018年EU離脱法に基づき国内法に転換されたEU法と、②EU法の義務履行のために制定されていた国内法で、2018年EU離脱法に基づきその効力が維持された国内法を指す。「保持されたEU法」の改廃は、国内法で行うことができる。詳細は、芦田淳「【イギリス】2018年EU離脱法の成立」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.12-13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11165028\\_po\\_02770106.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11165028_po_02770106.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>6</sup> Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Act 2020 c.20. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/20/contents>>

<sup>7</sup> “Apply to the EU Settlement Scheme (settled and pre-settled status),” UK Government website <<https://www.gov.uk/settled-status-eu-citizens-families>>

<sup>8</sup> The Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Act 2020 (Commencement) Regulations 2020 No.1279 (C.36). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/1279/contents/made>>

への入国・滞在許可の免除を規定する 1988 年移民法<sup>9</sup>第 7 条と、欧州経済領域（European Economic Area: EEA）の市民とその家族の自由移動の権利を定めた 2016 年移民（EEA）規則<sup>10</sup>を廃止する（2020 年法第 1 条及び附則 1 第 1 部）。これにより、今後、EU・EEA 市民とその家族には、1971 年移民法<sup>11</sup>が適用され、英国への入国・滞在許可が必要となる<sup>12</sup>。

②EU 市民、EEA 市民及びスイス国民の労働者：居住権、平等な待遇、教育を受ける権利など、様々な形で労働者の移動の自由を規定する労働者規則<sup>13</sup>の第 1 条（雇用を求めて他の加盟国に移る権利）を廃止し、第 2 条から第 10 条までは、2007 年英国国境法<sup>14</sup>第 61 条に規定する 12 の移民関連法及びそれに基づく規定と矛盾する場合又は規定の解釈、適用、運用に影響を与え得る場合に限り、適用されなくなる<sup>15</sup>（2020 年法附則 1 第 2 部）。

③スイス国民：スイス自由移動協定<sup>16</sup>の人の自由な移動に関する規定を廃止することで、スイス国民には EU・EEA 市民同様に 1971 年移民法が適用される（2020 年法附則 1 第 3 部）。

#### (2) アイルランド人の地位の保護（第 2 条）

1971 年移民法を改正し、主務大臣発出の強制送還・入国拒否命令の対象でない限り、アイルランド人が英国に滞在・入国する際には、許可を不要とする規定を追加する（2020 年法第 2 条）。

#### (3) 保護請求者の英国への合流（第 3 条）

主務大臣は、次の義務を負う。①EU 加盟国にいる「保護請求者（protection claimants）」<sup>17</sup>の英国への合法的な入国方法の見直し（2020 年法第 3 条第 1 項）、②保護請求者であって、英国の親族<sup>18</sup>に合流するため EU 加盟国から英国に入国する意思を持つ、同伴者のいない子供への特別な配慮（同条第 3 項）、③2020 年法の制定日から 3 か月以内に、見直しに関する詳細な声明<sup>19</sup>の議会への提出（同条第 4 項）。

#### (4) 社会保障の調整（第 6 条）

主務大臣に、社会保障制度の調整に関する欧州議会及び理事会規則<sup>20</sup>等の、社会保障に関連する「保持された EU 法」を修正する規則を制定する権限を与える（2020 年法第 6 条第 1 項）。

<sup>9</sup> Immigration Act 1988 c.14. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/14/contents>>

<sup>10</sup> The Immigration (European Economic Area) Regulations 2016 No.1052. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/1052/contents>> EEA 加盟国は、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランド及び EU 加盟国である。同規則第 11 条は、EEA 市民の家族で自身は EEA 市民でない者に対しても、EEA 市民と同等の権利を保証していた。

<sup>11</sup> Immigration Act 1971 c.77. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1971/77/contents>>

<sup>12</sup> “Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Act 2020: Explanatory Notes,” p.12. Legislation.gov.uk website <[https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/20/pdfs/ukpgaen\\_20200020\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/20/pdfs/ukpgaen_20200020_en.pdf)>

<sup>13</sup> Regulation (EU) 492/2011 [2011] OJ L141/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2011/492/oj>>

<sup>14</sup> UK Borders Act 2007 c.30. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2007/30/contents>>

<sup>15</sup> 英国在住の EU・EEA 市民及びスイス国民の労働者は、同規則第 10 条（労働者の子供が教育を受ける権利）に基づき子供に英国国民と同条件で教育を受けさせることができるが、それを理由として英国居住権を主張することはできない。“Immigration and Social Security Co-ordination (EU Withdrawal) Act 2020: Explanatory Notes,” *op.cit.*(12). p.13.

<sup>16</sup> Agreement [2002] OJ L114/6. <[https://eur-lex.europa.eu/eli/agree\\_internation/2002/309\(1\)/oj](https://eur-lex.europa.eu/eli/agree_internation/2002/309(1)/oj)>

<sup>17</sup> 保護請求者とは、EU 指令 (Directive 2011/95/EU [2011] OJ L337/9. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2011/95/oj>>) に基づき、EU 加盟国に難民の地位を求めて国際的保護を申請した者又は 2002 年国籍・移民・亡命法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 c.41. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/41/contents>>) に基づき、英国に保護請求を行う目的で、EU 加盟国から英国への入国意思を持つ非 EU 市民をいう（2020 年法第 3 条第 6 項）。

<sup>18</sup> 親族とは、世話をする同伴者のいない 18 歳未満の子供との続柄が、親、祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹である者をいう（2020 年法第 3 条第 6 項）。

<sup>19</sup> 提出された声明は、次のとおり。Home Office, *Statement in relation to legal routes from the EU for protection claimants including family reunion of unaccompanied children*, 2021.2. GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/959128/ISSC\\_Act\\_paper\\_FINAL\\_-\\_print\\_PDF.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/959128/ISSC_Act_paper_FINAL_-_print_PDF.pdf)>

<sup>20</sup> Regulation (EC) 883/2004 [2004] OJ L166/1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2004/883/oj>> なお、EU 離脱後の社会保障制度の調整に関しては、上綱秀治「2020 年 EU 将来関係法の制定」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, pp.26-27. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11863400\\_po\\_02890210.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11863400_po_02890210.pdf?contentNo=1)> を参照。